

意見書案第4号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年9月10日

東近江市議会議長

西村和恭様

提出者

東近江市議会議員 吉坂 豊

賛同者

東近江市議会議員 戸嶋 幸司

東近江市議会議員 中村 和広

東近江市議会議員 田郷 正

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などを背景に、核兵器による威嚇や核兵器使用の危険性が一段と高まっている。核軍縮をめぐる国際的な対立が深まる中「核兵器のない世界」の実現に向けた取組を前進させることは、これまでも増して重要となっている。

核兵器禁止条約は、令和3年1月22日に発効され本年で5年を迎え、これまで3回の締約国会議が開催されている。この条約は、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用及び使用すると威嚇などを全面的に禁止するとともに、核兵器の被害者に対する援助や汚染された環境の回復について定めた核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な条約であり、核兵器廃絶に向けた取組に加え、被害者支援や環境回復などについて具体的な議論が重ねられてきた。

条約発効後初となる第1回再検討会議が、本年11月30日から12月4日まで、ニューヨークの国連本部において開催される。同会議は、これまでの取組を検証するとともに、今後の方向性を議論する極めて重要な節目となり、唯一の戦争被爆国である我が国には、広島・長崎の被爆の実相を世界に伝え、核兵器の非人道性に対する国際社会の認識を深めるとともに、核兵器国と非核兵器国、核兵器禁止条約の締約国と非締約国との間の橋渡し役を果たす歴史的な使命がある。

我が国は、現時点で核兵器禁止条約を署名・批准していないが、オブザーバーとして会議に参加し各国の議論を直接把握し、我が国の考えを発信することは、「核兵器のない世界」の実現に向けた現実的かつ重要な第一歩となる。

また、被爆者の高齢化が進む中、その体験と「二度と同じ苦しみを誰にも味わわせてはならない」との願いを次の世代と国際社会へ継承するためにも、我が国が再検討会議の場に参加する意義は極めて大きいものがある。

よって、政府におかれては、唯一の戦争被爆国としての責務を果たし、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するため、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。